

【農地法第4・5条許可後の計画変更承認申請添付書類】

◎受付期間：毎月20日～24日（土・日・祝日を除く開庁時間内）

① 共通 ※証明書類は申請前3か月以内のものに限る

チェック	番号	添付書類	部数	備 考
	1	申請書	2	・5条許可を受けたもので所有権移転がされている場合は譲受人のみ記載。所有権移転がされていない場合は譲受人・譲渡人両方記載。
	2	土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）	2	・5条許可を受けたもので所有権移転がされていない場合は、所有権移転がされていない理由書（任意様式）を添付。 ※当該計画変更に係る新規申請の添付書類と重複するものは省略可能。
	3	法人の登記事項証明書	2	・譲受人・譲渡人が法人の場合 全部事項証明書に限る。 ※当該計画変更に係る新規申請の添付書類と重複するものは省略可能。
	4	法人の定款	2	・譲受人が法人の場合 ※当該計画変更に係る新規申請の添付書類と重複するものは省略可能。
	5	位置図	2	・最寄りの駅、市役所・支所その他の公共施設からの位置がわかるもの（縮尺10000分の1から25000分の1の地図）で縮尺を明記※都市計画図等 ※当該計画変更に係る新規申請の添付書類と重複するものは省略可能。
	6	公図の写し	2	①縮尺600分の1程度（但し区画整理地内は縮尺500分の1）の公図の写しに、申請地に接する土地の地番・地目・土地所有者・耕作者名を記載。 ②申請地がわかるよう赤線で囲む。 ③道路は赤色、水路は青色に塗る。 ※当該計画変更に係る新規申請の添付書類と重複するものは省略可能。
	7	周辺土地利用状況図	2	・住宅地図の写し等。縮尺を明記。 ・申請地は赤線で囲む。 ※当該計画変更に係る新規申請の添付書類と重複するものは省略可能。
	8	理由書（任意様式）	2	・事業計画どおりに転用できなかった理由を記載。
	9	土地利用計画図（計画変更前及び計画変更後）	2	・縮尺300分の1から600分の1の図に、土地利用計画を詳細に記入し、位置・隣接境界・施設間の距離・品目・数量を明記。 ・太陽光発電の場合は、余白に「太陽光パネル〇枚 発電容量〇kw」等具体的に記入。パネルやパワコン引込柱等の位置、サイズやパネルの設置角度も記入。 ・どちらが変更前か変更後か分かるよう記入。
	10	建物等施設の平面図（計画変更前及び計画変更後）	2	・縮尺200分の1から300分の1の平面図を添付。 ※専用住宅の場合、建築面積×100÷22を超えない面積でかつ500㎡以内。 ・どちらが変更前か変更後か分かるよう記入。
	11	資金計画書	2	・資金≧支出予定額 ・所有権移転の場合は、資金≧土地代金を含めた支出予定額 ※当該計画変更に係る新規申請の添付書類と重複するものは省略可能。

	12	資力を証する書面	2	①預貯金残高証明書 ②融資(見込み)明細書 など 金融機関以外の融資証明を添付する場合は <u>融資元の残高証明書</u> を添付すること。 ※当該計画変更に係る新規申請の添付書類と重複するものは省略可能。
	13	見積書	2	・支出予定額の内訳が分かるもの。押印のあるもの。 ※当該計画変更に係る新規申請の添付書類と重複するものは省略可能。
	14	土地改良区の意見書	2	・申請地が土地改良区の区域内にある場合添付。※意見を求めた日から 30 日を経過してもその意見が得られなかった場合は、その理由を記載した書面を添付。 ・区域外の場合は、区域外であることを確認した日付と確認者を記載した書面を添付。 ※新たに必要と認められる場合は添付。
	15	水利権者及び漁業権者の同意書	2	・取水・排水について、水利権者の同意書を添付。※同意を得られなかった場合はその理由を付した書面を添付。 ・受益地でない場合は、受益地ではないことを確認した日付と確認者を記載した書面を添付。 ※新たに必要と認められる場合は添付。
	16	公有財産管理者の同意書	2	・道路・水路の占有使用許可等、該当する場合に添付。 ※新たに必要と認められる場合は添付。
	17	他法令許可認可申請書の写し	2	※新たに必要と認められる場合は添付。
	18	地積測量図	2	・一筆の一部を転用する場合に添付。
	19	農業振興地域変更済証明書(様式第 67 号)	2	・※新たに必要と認められる場合は添付。
	20	許可書の写し	2	・別添がある場合は別添含めすべて添付。
	21	委任状	2	・代理人に申請手続きを委任している場合、譲受人・譲渡人双方からの委任状を添付。 ※5 条許可を受けたもので所有権移転がされている場合は譲受人のみ委任状を添付。
	22	私道利用の同意書	2	・申請に係り私道を利用する計画の場合は権利者からの同意書(要押印)を添付。 ※新たに必要と認められる場合は添付。
	23	貸借対照表及び損益計算書	1	・ <u>農地の合計転用面積が 3,000 m²を超える場合</u> に添付。

- ・添付書類は原本を提出すること。(申請時に原本が確認できればコピーを添付でも可)
- ・合計転用面積が 3,000 m²を超えるものは必要書類をカラーで 49 部用意すること。
(農業委員会から必要書類及び内容を後日連絡します。)
- ・記入はすべて消えないボールペンで記入すること。
- ・相続登記が終わっていない場合(原則として相続登記後に申請)
 - ①相続関係説明図、②除(戸)籍謄本、③遺産分割協議書又は相続人全員からの同意書
 - ②は出生から死亡までの連続した被相続人の戸籍謄本等、被相続人が亡くなった後に発行された全ての法定相続人の戸籍謄本(法務局発行の法定相続情報一覧図がある場合は①、②は省略可能)